

◆◆◆物品調達における障害者多数雇用事業者認定の手引◆◆◆

広島県では、平成18年4月から、物品の調達に当たり、積極的に障害者を雇用している県内の事業者を障害者多数雇用事業者として認定し、当該事業者に対する受注機会の拡大を図る制度を開始しています。

障害者多数雇用事業者の認定申請は、次のとおり受け付けます。

■ 障害者多数雇用事業者として認定された場合の優先的取扱いの内容

- 指名競争入札により物品を調達する場合、障害者多数雇用事業者を1者以上指名します。
- 随意契約により物品を調達する場合、原則として1者以上の障害者多数雇用事業者を見積合わせに加えることとします。

■ 障害者多数雇用事業者の要件（次の全ての要件を満たす必要があります。）

- 本県の競争入札参加資格（物品）を有していること。
- 県内に本店、支店、営業所等（以下「県内の事業所」という。）のいずれかを有していること。
- 申請日の前月の初日現在において、県内の事業所での障害者の雇用割合が4.0%以上であること。（別紙様式第2号により計算してください。）

$$\text{障害者の雇用割合(\%)} = \frac{\text{雇用障害者数（短時間労働者を含む）}}{\text{県内の事業所における常用雇用労働者の数（短時間労働者を含む）}} \times 100$$

※障害者の要件は別表のとおり

- 注1 常用雇用労働者の数のうち、短時間労働者は1人をもって0.5人として算定してください。
- 注2 重度身体障害者及び重度知的障害者（短時間労働者を除く。）は、1人をもって2人として算定してください。
- 注3 雇用障害者数のうち、短時間労働者は1人をもって0.5人として算定してください。
ただし、短時間労働者のうち重度身体障害者及び重度知的障害者は1人で算定してください。

■ 対象となる契約種目等

- 広島県の物品・委託役務競争入札参加資格審査申請時にあらかじめ申し出て認定を受けたものに限りま
す。（必ず事前又は同時に広島県物品・委託役務競争入札参加資格審査申請（申請受付：県総務事務課）を
行ってください。）
- 広島県が調達する物品を対象とします。

■ 申請方法

広島県の「平成27～29年物品・委託役務競争入札参加資格審査申請書」の写し(1枚目のみ)を添付の上、別紙様式第1号及び第2号により申請してください。（郵送可）

■ 申請先及び問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県商工労働局雇用労働政策課
TEL (082) 513-3424 FAX (082) 222-5521

■ 障害者多数雇用事業者名簿の公表

障害者多数雇用事業者として認定された事業者名等を、障害者多数雇用事業者名簿へ登載し、わーくわくネットひろしま (<http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>)、県の調達情報ホームページ (<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>) 上で公表します。

■ 認定の有効期間

認定日から平成29年12月31日まで

■ 雇用状況報告

障害者多数雇用事業者は、毎年6月30日までに、所定の様式（「わーくわくネットひろしま」に掲載）により障害者の雇用状況を報告する必要があります。

■ 変更等の届出

認定内容に変更が生じた場合や、障害者多数雇用事業者の要件に該当しなくなった場合（各月初日の障害者の雇用状況が、2か月連続して4.0%を下回った場合等）は、所定の様式（わーくわくネットひろしまに掲載）により届け出る必要があります。

障害者の種別ごとの要件について

障害者の種別		要件 (障害者の種別ごとに、各要件のいずれかに該当していること。)	
障 害 者	身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者 身体障害者手帳の7級に掲げる障害が2以上重複している者 	
	重度身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の等級が1級又は2級の者 身体障害者手帳の3級に掲げる障害が2以上重複している者 	
	知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳の所持者 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより、知的障害があると判定された者 	
	重度知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳で障害の程度がA又は△と判定された者 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより、知的障害の程度が重いと判定された者 	
	精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳の所持者 統合失調症、そううつ病、てんかんにかかっており、医師の診断書等により確認可能な者 	
	そ の 他 の 障 害 者	発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の脳機能障害を有し、医師の診断書等により確認可能な者
		高次脳機能障害者	<ul style="list-style-type: none"> 外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動傷害などの認知障害等を有し、医師の診断書等により確認可能な者
		難病を有する者	<ul style="list-style-type: none"> 原因不明、治療方法等未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病や、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病を有する者で、医師の診断書等により確認可能な者
		その他の者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者のうち、7級の者（7級に掲げる障害が2以上重複している場合は上記身体障害者に該当する。） 低身長症等の疾患、若しくは上記精神障害には至らない精神疾患等を有し、医師の診断書等により確認可能な者

※ 「その他の障害者」とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者以外の障害者としています。